

八王子市訪問型短期集中予防サービス事業実施要綱

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日施行
令和 2 年（2020 年）4 月 1 日改訂
令和 3 年（2021 年）4 月 1 日改訂
令和 3 年（2021 年）12 月 1 日改訂
令和 5 年（2023 年）7 月 1 日改訂

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 本要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 及び八王子市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に基づき実施する事業のうち、管理栄養士が主体となって短期間で集中的にサービスを提供する訪問型短期集中予防サービス事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 口腔機能の低下や低栄養を要因とする心身機能の低下及びそれに伴う活動量の減少等の課題に対し、その要因の改善に向けた支援を提供することで、心身ともに健康な状態を維持し、虚弱状態の改善や要介護状態になることを防ぐ。

（定義）

第 3 条 本要綱における用語の意義は、以下に定めるもののほか、法、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成 27 年厚生労働省告示第 196 号）の例による。

- 2 「利用者」とは、市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者で、本事業のサービス提供を受ける者をいう。
- 3 「専門職」とは、本事業のサービス提供者として市が決定する管理栄養士をいう。
- 4 「地域資源」とは、住民自主による多様な地域活動や医療・介護の専門機関、民間企業等、高齢者の日常生活における様々な生活課題を支援することができる多様な主体をいう。
- 5 「通いの場」とは、趣味活動や生涯学習、運動等を通じて、高齢者の生きがいや外出機会を創出し、住民の交流を図る多様な活動の場をいう。

（実施主体）

第 4 条 本事業の実施主体は八王子市とする。

- 2 市は、本事業を効果的かつ円滑に行うため、専門的な知識や経験を有する専門職又は法人等に業務の全部又は一部を委託（以下「受託者」という。）することができる。

第 2 章 訪問型短期集中予防サービス

(提供内容)

第5条 本事業として提供するサービスは、専門職が利用者の自宅を訪問し、利用者の状態に応じて概ね3か月間で、食べること（栄養状態及び口腔状態等）における課題の改善又は状態悪化の予防にかかる専門的な助言や情報提供（食環境や口腔機能の改善を図るための提案、医療機関への受診勧奨、家族介護者への助言、本事業に関連した地域資源や通いの場の紹介等）を行うものとする。

(提供場所)

第6条 提供場所は、原則利用者の居宅とする。ただし、外出機会の創出や活動範囲の拡充を目的とした、居宅外における同行支援は可とする。

(対象者)

第7条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 総合事業実施要綱第5条第1項に定める者
- (2) 法第115条の45第1項第一号二及び総合事業実施要綱別表第2に定める第一号介護予防支援事業（以下、「介護予防ケアマネジメント」という。）において、本事業のサービス提供が必要と認められる者
- (3) 市が別に定めるサービス内容や利用者負担等の必要事項を記入した書面に同意した者

(提供方法)

第8条 本事業は、地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントに基づき提供する。

(費用負担)

第9条 市は、本事業の利用にかかる費用の負担を利用者に求めないものとする。ただし、サービスの提供にあたり、利用者個人の所有物となる物品等の購入が必要となる場合は、その実費相当額を利用者が負担する。

(地域資源との連携)

第10条 市及び専門職は、本事業の提供により改善された食べることの状態（栄養状態及び口腔状態等）を維持し、利用者の自立した日常生活を継続するため、多様な地域資源や地域包括支援センター等の関係者と連携して利用者の社会参加を支援し、外出機会の創出や活動範囲の拡充を図る。

(その他)

第11条 その他本事業の提供にかかる具体的な内容については、市が別に定める。

第3章 本事業における通則

(費用)

第12条 市は、第5条第2項に基づき業務を委託する場合は、受託者とサービス提供にかかる委託契約を締結し、本事業の提供にかかる費用を支払うものとする。

2 委託契約に基づく委託料については、第5条に基づく活動実績に応じた単価で支払うものとし、その額については厚生労働省告示で定められている「介護給付費単位数表」に基づき算定する介護報酬に準じて定める。

(責務)

第13条 市及び受託者は、本事業を適切かつ安全に提供するため、次の必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報の適切な管理（個人情報の保護、情報セキュリティ）
- (2) サービス提供時に発生する事故の対応及び補償
- (3) 従事者の健康状態

(記録・保存)

第14条 市及び受託者は、本事業の提供に関する記録を整備し、事実が発生した日の属する年度が終了した日から5年間保存する。

(遵守事項)

第15条 市及び受託者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 衛生及び健康管理

従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策を講じること。

- (2) 秘密保持

従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく当該事業で知り得た利用者又はその家族に関する情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

- (3) 緊急時の対応

サービス提供時、利用者に病状の急変等が生じた場合、救急車の手配や主治医への連絡等、速やかに必要な対応をとること。

- (4) 事故発生に係る対応

利用者へのサービス提供において事故が発生した場合、次の対応をとること。

ア 利用者の家族や地域包括支援センター等に連絡し、その指示に従うこと。

イ 事故の状況及び事故に関する処置について記録するとともに、対応後、速やかに市に報告書を提出すること。

ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

(苦情処理)

第16条 総合事業実施要綱第13条に定める苦情処理に準じる。

(補足)

第 17 条 その他、本要綱及び総合事業実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附 則

(施行期日)

本要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 3 年（2021 年）12 月 1 日から施行する。

本要綱は、令和 5 年（2023 年）7 月 1 日から施行する。